

第68回山梨県環境保全審議会会議録

- 1 日 時 令和6年8月9日（金）午後3時～午後5時
- 2 場 所 山梨県庁防災新館409会議室
（オンラインと対面とのハイブリッド形式）
- 3 出席者 （委員）（敬称略）青木進、石井信行、勝岡伸圭、風間ふたば、河内正子、窪田清、後藤聡、小林富一郎、小宮山稔、佐藤繁則、佐藤若夫、武田哲明、棚本佳秀、永井寛子、福地龍郎、村山力、森一博、山本紘治、弓田仁美、湯本光子、渡邊通人、渡部美由紀（計22名）
- 4 傍聴者等の数 1人（記者含む）
- 5 次 第
 - （1）開会
 - （2）あいさつ
 - （3）議事
 - （4）閉会
- 6 会議に付した事案の議題・会議結果
 - 1 審議事項
 - （1）温泉法に基づく許可（掘削及び動力の装置）について
温泉部会の審議結果のとおり「許可相当」
 - （2）鳥獣保護区特別保護地区の再指定について
鳥獣部会の審議結果のとおり「再指定相当」

7 議事の概要

部 会 長	◆審議事項（1）について、温泉部会長から説明◆
委 員	○ 既存の源泉について、源泉深度と揚湯量について教えていただきたい。
大気水質保全課長	○ 既存源泉について、平成10年に掘削の許可が出たもので、掘削深度が1500m、揚湯量は動力装置がついた上で毎分120Lである。
委 員	○ 源泉深度が違うため問題ないと思うが、最初は温泉ではなかったが、後から温泉と分かった場合に、隣接している温泉の揚湯量を足して200Lを超えたら、本来の目的からすると規制があっても良いと思う。
大気水質保全課長	○ 既存源泉に併設して新しい掘削を行うことを県としては想定していない。通常であれば、新たにここに温泉井戸を掘る場合は許可しない。ただし、今回の場合は元々水井戸ということで、深度も1000m以上異なる場所で掘削したもの。当時から地下水の水井戸を掘ること自体は許可はいらなかった。今回温泉ということが発覚し、既にある水井戸が温泉になったということで、これ自体も許可要件にはならない。
	○ 動力を入れ替える段階で、初めて温泉法の許可の枠に入ってきた中で、合計数量という議論も確かにあるが、これまでルールがなく、10年以上この状態で使っており、なおかつ水井戸は自噴しているため、特例で是認するに至った。
委 員	○ では同じように今後も出てきたら同じ扱いになるということか。
大気水質保全課長	○ 水井戸が温泉になったというケースであれば同じことになるため、今後、合計水量の議論を県でも考えなくてはならない。
部 会 長	○ 議案2については部会でも十分審議し、事務局の回答が部会の結果である。
会 長	○ 稀なケースだが、仮に同じようなケースが出てきた場合は、今回は特例だったということで、その場は当然審議されることになる。
委 員	○ 山中湖（議案3）は60mと非常に浅井戸で水井戸ということだが、先程の説明ではこの近くに掘る場合の規制がなかった。湧水を取っているところの近くに温泉があつて、枯渇した事例はなかったのか。

大気水質保全課長	○ 今回の山中湖のケースは、昭和49年から生活用の井戸として使っており、現在のところ、使用状況で周りの湧水に影響が出たという情報は聞いていない。
委員	○ すぐ近くに掘る場合でも、今回の対応と変わらないということか。
会長	○ 御質問の主旨は、温泉の話だけれども、温泉井戸ではなくて、普通の目的の井戸に規制がなくて掘れるのかということ。
大気水質保全課長	○ 温泉法ではなくて、地下水の関係だと、県には地下水の保護に関して条例がある。条例の中では、許可制ではないが、周辺に影響が出る場合は、知事は必要な措置を講じることができる。山中湖についても一定量の採取を行うということになれば、県も審査を行うため、様子をみていくということになる。
会長	○ 今回は温泉の動力設置の許可についての審議だが、回答があったように、普通の井戸を掘る場合でも、状況によって県では指導することがあるということ。
委員	○ 武川の湯（議案2）について、地下水として掘削・利用していたところ、温泉に該当することが判明し、温泉法上問題がないか県から相談があったため、検討させていただいたことの紹介である。温泉法3条の掘削許可について、温泉を湧出させる目的があるときに規定されるもので、その場合には許可を受けなければならないが、当時地下水として掘削する目的だったため、特にこの3条にも該当しないだろうと思う。
	○ 他目的で掘削した場合であっても、温泉を保護する必要があるときには、温泉の採取の制限を命ずることができるという12条の規定もある。この規定にも該当しないと考える。平成12年から使用されているということで、先程説明があったことが理由になる。
	○ また、温泉法14条で他の目的で掘削した者に対して措置命令ができると規定されているが、著しく影響が及ぶ場合ということで規定されているため、今回は該当しないだろうと思う。
	○ 温泉法上の問題が特にないということは、私の立場から説明させていただく。ただ、その他の法律となると地下水の法律等あるが、今後勉強が必要。こういったレアケースの蓄積も必要だと感じた。

委員	○ 議案2・3とも、元々地下水井戸だったものが温泉に該当するという ことで、温泉法に基づく動力装置の許可を取ると、ここは既存の源泉と いうことになるのか。
大気水質保全課長	○ 成分を分析したところ温泉ということになれば、そこは既存の源泉と いう扱いにしている。
委員	○ 山中湖の井戸について、東富士五湖道路が今通っているが、以前にト ンネルを掘った際に、この地域の井戸が枯れてしまったことがある。 許可を出すことは良いと思うが、出しすぎることは少し心配である。
大気水質保全課長	○ 確かに掘削が増えると枯渇という心配も出てくるため、県では昭和41 年から地域的な規制を行っている。現在も、例えば石和等の有名な温 泉地については新規の掘削は認めない、甲府盆地は半径1,000mでの掘 削は認めない、一般地域でも半径600mでは認めないという、相互に共 倒れしない自主規制を設けている。同時に、汲み上げの量も毎分200L ということで、一つの温泉施設、入浴施設・旅館等の施設で循環使用 しながら使えば十分な量以上は汲み上げないこともルールとしてあ る。現在このルールでやっている中で枯渇という話は出てきていない が、仮にそういったことが起きれば、自主規制の見直しも検討してい くことになるかと思う。
	◆異議なし◆
部会長 自然共生推進課長	◆審議事項（2）資料により、鳥獣部会長から説明◆ ◆審議事項（2）資料により、自然共生推進課長から説明◆
委員	○ 近年、クマ等の獣害が多い。原因の一つとしては、食料が少ないため 仕方なく民家の方へ下りてくるのだと思うが、指定している区域を今 までどおりとするということで、獣害との関係は審議されたのか。
自然共生推進課長	○ 毎年、クマの餌となるブナ・ミズナラ・コナラの生育状況の調査を森 林総合研究所に協力していただいている。今年の春先の開花状況は平 年並みと聞いているため、クマの生息には影響ないと考えている。
委員	○ 大菩薩について、去年大月の方でクマがかなり出没し、小菅や丹波山 等にも出て、今まで来ないところまで地域が広がって、調査する立場 としては非常に怖い状態になっている。原因は多様にあると思うが、 一つは食料がないため降りてきたということだと思う。そのことを考

	えると、保護地区を今のままにしておいて良いのか。
自然共生推進課長	○ 今回指定する白鳳と大菩薩、二つの特別保護区の指定区域については、先日、鳥獣部会で専門家の方に御審議いただき、特に変更なしということで御了承いただいた。
会 長	○ 特別保護地区の再指定については提案どおりだとしても、このことに絡んで様々な問題が出てきているので、合わせて他の部分での対策について御返答があると安心できるかと思う。
部 長	○ 全国的にクマ出没の目撃情報が多発しており、特に北海道・秋田を中心に管理捕獲という動きになっている。本県ではそこまで被害はないが、一方で4月以降過去最多の目撃情報が出ていることは、由々しき事態だと認識している。保護地区を今後どのような形にしていくのかについては、国の知見また動向等見ながら、従前通り管理していくのか、それとも別のやり方があるのか等、様々な議論があると思う。しっかり国と連携しながら、また他県の状況等を調べながら、この特別保護地区のあり方について研究していきたいと思う。
部 会 長	○ ツキノワグマによる被害は山梨県でも出ている。部会の中でも様々な意見が出たが、結論は部長が言われたような形で、全国の情勢をもう少し収集して対応していくという流れになった。
委 員	○ 延長する期間が10年というのは、少し長いかと素人的には思う。クマが相当数出だしたのはここ何年かで、おそらく10年前はそれ程多くはなかったと思う。10年という根拠はどこから来ているのか。
自然共生推進課長	○ 鳥獣保護管理法において、法律上20年以内で指定できることとなり、特別保護地区はその鳥獣保護区の指定期間の範囲内で指定することになっている。本県では、鳥獣保護区について、20年では少し長いので、10年ということで運用し、特別保護地区についてもその範囲内の10年で運用している。県では法律の半分で運用している。
委 員	○ 白鳳特別保護地区の図面についてお聞きしたい。資料の図面上に矢印と斜線があるが、一部波線の赤い線があり、波線が何を意味するのか凡例がないため教えていただきたい。
自然共生推進課長	○ 赤い塗り潰しの部分が白鳳の鳥獣保護区、赤の斜線が入っている部分は白鳳の特別保護地区である。

委員	○ 全体で、波線、斜線、白いクロスの線について、凡例を示していただきたい。
自然共生推進課長	○ 今回の白鳳特別保護区は、 1 の斜めの斜線が入っている部分である。
委員	○ 波線は何を示しているのか。
自然共生推進課長	○ 自然公園の特別保護地区を示している。
委員	○ 図面には通常凡例があるため、凡例と成分は記載した方が良い。
	○ 大菩薩特別保護地区について、細かい線、メッシュのような線は何を示しているのか。この線と斜線が大菩薩地区は一致していて、白鳳地区は一致していないため、この線は何を示しているのか伺いたい。
自然共生推進課長	○ 8 は大菩薩の鳥獣保護区、 10 は小金沢の鳥獣保護区である。 2 は大菩薩の特別保護地区を示している。
会長	○ いずれの図面にしても、地図上に細かく数字があるため、議論すべきものだけが記載されている地図であればより分かりやすかったということだと思う。次から資料の作成の時に御配慮いただきたい。
委員	○ 白鳳について最も特徴的なことは、世界で最南端に生息する雷鳥がいることである。生息数について、40年前は700羽と言われたのが、最新で400羽まで激減している。管理方針の中で、鳥獣の安定的な生息を図ることが目標であり、山岳レインジャーや鳥獣管理者等がパトロールしている。400羽になってから10年程経ち、また数が減少しているため、希少種については是非機会を見て、総合的な個体数調査を実施していただきたい。
自然共生推進課長	○ 希少種の生息調査という御要望をいただいたので、できる範囲で取り組みを進めて参りたい。
委員	○ 山中村でもクマが出没し、シカも徘徊している。保護地域になっているため捕ることはできないが、人家の方に来るシカを少なくできるような手立てを考えていただければありがたい。
自然共生推進課長	○ ニホンジカについては、著しく生息数が増え、生息範囲も広がっている。県では「第2種鳥獣保護管理計画」を定めており、計画的に個体

<p>委員</p>	<p>数調整を行っているところ。年間の捕獲目標は1万6千頭のため、県と市町村で役割分担を行い、標高の高いところは県で、低いところは市町村でというように、ゾーニングにより管理捕獲を行っている。引き続き取り組みを進めて参りたい。</p> <p>○ 猟をする方が高齢になっているため、若い方を増やすための政策もお願いしたい。</p>
<p>自然共生推進課長</p>	<p>○ 御指摘のとおり、若手のハンターの育成が十分必要だと考えている。県としても、若手のハンターを増やすために、狩猟免許の受験者に対する予備講習会の受講料の助成や、銃を持つ際の射撃教習受講料の助成、免許を取りたての方については、猟友会の青年部と一緒に猟に行くという事業も展開している。引き続き若手のハンターを増やす取り組みを進めて参りたい。</p>
<p>会長</p>	<p>○ 今から15年程前までは、山梨県の場合は様々な保護をしなければいけないということで、シカも含め保護に非常に重点を置いて、エリアも指定されていた。その後、シカの数が増え、ツキノワグマ等も出てきて、害獣となった状況である。今回の鳥獣保護区特別保護地区というのは、雷鳥やこの地域でなければいけない貴重な生物がいるところであるため、今までどおり指定をし、10年間はある意味、見守るような形となるのが、県の提案だと思う。</p> <p>○ ただ、害獣については国の方でも方針が変わるかもしれないため、その辺りも見つつ特別保護地区についても検討しなければならない。守るところと駆除しなければならないところと、エリア区分が非常に難しい。このことに対応をしていながら、守る動植物については守っていききたいということであると認識している。</p> <p>◆異議なし◆</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>◆情報提供（1）資料により、大気水質保全課長が説明◆</p> <p>◆情報提供（2）資料により、大気水質保全課長が説明◆</p>
<p>委員</p>	<p>○ PFOS・PFOAについて、現時点では特定の事業所等の排出源は確認されていないが、それ以外に不法投棄等の可能性はあり得るのか。</p>
<p>大気水質保全課長</p>	<p>○ 周辺井戸調査を行う際には、当然ながら周辺の事業場の聞き取り調査等を行う。また、過去まで遡って、そういった疑わしい物質が不法投</p>

委員 大気水質保全課長	<p>棄されたかの情報も含めて調査をしている。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 光化学オキシダントについて、県内の有機溶剤を使っている事業者に声を掛けているという話だったが、結果を見ると特定の事業場に対しては測定していないようである。事業場周辺で測定したことはあるのか。○ あくまでも大気測定局において測定しており広域的な動向でしか捉えていない。個々の溶剤を使っている工場付近での測定は行ったことはない。 (閉会)
----------------	--